



佐賀県公報

平成18年
2月3日
(金曜日)
第12712号

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 特定計量器所在場所定期検査 (四八・くらしの安全安心課) 一
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (四九・長寿社会課) 一
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 (五〇・) 一
- 道路の区域の決定 (五一・道路課) 二
- 道路の区域の変更 (五二・) 二
- 道路の供用開始 (五三・) 二
- 平成十七年度屋外広告物講習会の開催 (まちづくり推進課) 二
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定 (建築住宅課) 三
- 一般国道四百九十八号(白野跨道橋(仮称))道路改良工事に係る
公募型指名競争入札 (道路課) 三
- 公安委員会事項
- 佐賀県佐賀警察署放置駐車確認事務委託事業に係る総合評価一般
競争入札 (公告) 五

○ 告 示

●佐賀県告示第四十八号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項各号のいずれかに該当する特定計量器に係る定期検査を、社団法人佐賀県計量協会がそれぞれの特定制量器の所在の場所で、次のとおり実施する。

平成十八年二月三日

佐賀県知事 古川 康

検査区域	佐賀市(旧佐賀市の区域に限る。)、唐津市(旧唐津市の区域に限る。)、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市及び鹿島市
対象となる特定計量器	非自動はかり、分銅及びおもり
検査期間	平成一八年四月一日から平成一九年三月三十一日まで

●佐賀県告示第四十九号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十八年二月三日

佐賀県知事 古川 康

- 一 指定年月日 平成十八年一月一日
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 社会福祉法人嬉野市社会福祉協議会
所在地 嬉野市塩田町大字馬場下甲千九百六十七番地
- 三 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 嬉野市社協ホームヘルプサービス
所在地 嬉野市塩田町大字馬場下甲千九百六十七番地
サービスの種類 指定訪問介護

●佐賀県告示第五十号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成十八年二月三日

佐賀県知事 古川 康

一 指定年月日 平成十八年一月一日

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 社会福祉法人嬉野市社会福祉協議会

所在地 嬉野市塩田町大字馬場下甲千九百六十七番地

三 事業所の名称及び所在地

名 称 嬉野市社協ケアマネジメントサービス

所在地 嬉野市塩田町大字馬場下甲千九百六十七番地

●佐賀県告示第五十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。

その区域を表示した図面は、平成十八年二月三日から平成十八年三月二日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年二月三日

佐賀県知事 古 川 康

道路の種類及び路線名	道 路 の 区 域	
	変更に 後の別	幅員 メートル
県道 九千部山公園線	前	一八・四
	後	七・四
		延長 メートル
		三五四・九

●佐賀県告示第五十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年二月三日から平成十八年三月二日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年二月三日

佐賀県知事 古 川 康

道路の種類及び路線名	道 路 の 区 域	
	変更に 後の別	幅員 メートル
県道 佐賀川久保鳥栖線	前	二〇・三
	後	一四・三
		延長 メートル
		四〇二・六

●佐賀県告示第五十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年二月三日から平成十八年三月二日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年二月三日

佐賀県知事 古 川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 佐賀川久保鳥栖線	三養基郡上峰町大字堤字三本柳三八一七番二地先から 三養基郡上峰町大字堤字六本谷二六二二番一地先まで	平成一八・二・三

○ 公 告

佐賀県屋外広告物条例（昭和39年佐賀県条例第43号）第17条の3第1項の規

定により、広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会（以下「講習会」という。）を次のとおり開催します。

平成18年2月3日

佐賀県知事 古川 康

1 受講対象者

屋外広告業に従事している者及び今後屋外広告業に従事する予定の者

2 開催日時及び場所

(1) 日時 平成18年3月27日(月) 午前10時から午後4時まで

(2) 場所 佐賀市内一丁目1番59号 佐賀県庁南別館西21号会議室

3 講習会の課程

(1) 広告物に係る法令に関する事項

(2) 広告物の表示の方法に関する事項

(3) 広告物の施工に関する事項

4 受講手続

(1) 申込受付期間

平成18年3月20日(月)まで

(2) 申込方法

佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課又は各土木事務所配布する受講申込書に必要な事項を記載し、受講料として2,000円の佐賀県収入証紙をはり付けて、佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課(郵便番号840-8570 佐賀市内一丁目1番59号)に申し込んでください。

なお、受講料は、次のいずれかに該当する者が講習会の課程の一部免除を受けた場合には、1,500円(佐賀県収入証紙)となります。

ア 一級建築士、二級建築士又は木造建築士

イ 第一種電気工事士又は第二種電気工事士

ウ 第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者又は第三種電気主任技

術者

エ 帆布製品製造科に係る職業訓練修了者、帆布製品科に係る職業訓練指導員免許所持者又は帆布製品製造に係る技能検定合格者

オ 屋外広告業の5年以上の実務経験者

(3) その他

詳細については、佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課(電話0952-25-7158)に問い合わせてください。

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年2月3日

佐賀県知事 古川 康

指定番号	指 定 位 置	指 定 年 月 日	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
32	小城市小城町晴気字一本松 1366番2	平成18年 1月26日	6.00	51.00

指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

一般国道498号(白野跨道橋(仮称))道路改良工事について、公募型指名競争入札を行いますので、入札参加申請の受付期間及び方法を次のとおり公告します。

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事です。

平成18年2月3日

佐賀県知事 古川 康

1 工事の概要	設業者であること。
<p>(1) 工事名 一般国道498号道路改良工事</p> <p>(2) 工事場所 佐賀県伊万里市大坪町乙</p> <p>(3) 工事内容 橋梁上部工(白野跨道橋(仮称))</p> <p>橋長 L=66.0メートル</p> <p>幅員 W=7.5メートル</p> <p>橋梁形式 単純鋼床版箱桁橋</p> <p>鋼重 約262トン</p> <p>(4) 予定工期 約11か月</p> <p>2 入札参加資格に関する事項</p> <p>入札に参加を希望するものは、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項の規定において準用する同令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項の規定に該当しない者とする。</p> <p>(2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による鋼構造物工事に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>(3) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則(昭和28年佐賀県規則第21号)第2条第2項の規定により鋼構造物工事Aの決定を受けていること。</p> <p>(4) 佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を、本工事の入札参加申請書提出期限日から入札日までの間に受けていないこと。</p> <p>(5) 入札参加申請書の提出日以前6か月以内に金融機関等において、不渡り手形等を出していないこと。</p> <p>(6) 鋼構造物工事について営業年数が3年以上あること。</p> <p>(7) 九州管内に建設業法第3条に規定する本店、支店又は営業所を有する建</p>	<p>(8) 最大支間長45メートル以上の鋼道路橋上部工事(製作及び架設のいずれも行ったことを要する。)について、平成7年4月1日から平成17年3月31日までの間に元請として竣工した実績(共同企業体の構成員としての実績は代表者のものに限る。)を有すること。</p> <p>(9) (8)に掲げる工事の施工経験を有する者を監理技術者又は主任技術者として当該工事に専任で配置できるものであること。</p> <p>3 入札参加申請書及び提出資料</p> <p>(1) 公募型指名競争入札参加申請書</p> <p>(2) 上記2(8)に掲げる工事の施工実績調書及び実績を証する書類(仕様書、図面等)</p> <p>(3) 配置予定技術者調書及び実績を証する書類(監理技術者資格者証、検定合格証明書、竣工時工事カルテ受領書の写し等)</p> <p>(4) 営業所一覧表(許可業種も記載されているもの)</p> <p>(5) 経営事項審査結果通知書の写し(平成16年9月1日から平成17年8月31日までの間に審査基準日があるもの)</p> <p>4 入札参加申請書及び提出資料の受付期間等</p> <p>(1) 受付期間</p> <p>平成18年2月9日から平成18年2月16日まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の9時から16時まで</p> <p>(2) 受付場所</p> <p>佐賀県伊万里土木事務所総務課(伊万里市新天町122番地4)</p> <p>電話 0955-23-4151</p> <p>(3) 提出方法</p> <p>上記②の部局に持参すること。</p> <p>なお、郵送又は電送による申し込みは受け付けない。</p>

<p>5 指名業者の選定 提出資料の審査結果を基に、本県の指名基準により、指名業者を選定する。 本工事の入札に参加できるのは、指名を受けた者に限る。</p> <p>6 入札予定時期 平成18年3月</p> <p>7 その他 申請書及び提出資料作成要領等については、佐賀県伊万里土木事務所において配布し、及び佐賀県ホームページ（URL：http://www.pref.sagajg.jp/）に掲載する。 問い合わせ先 佐賀県伊万里土木事務所総務課 電話 0955-23-4151</p>	<p>ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。</p> <p>ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。</p> <p>3 入札手続等に関する事項 (1) 担当課 郵便番号840-8540 佐賀県佐賀市松原一丁目1番16号 佐賀県警察本部警務部会計課出納担当 電話 0952-24-1111 内線2242 FAX 0952-24-5972</p>
<p>○ 公安委員会委員</p> <p>次のとおり総合評価一般競争入札を行います。 平成18年2月3日 収支等命令者 佐賀県警察本部会計課長 松 尾 正 博</p> <p>1 総合評価一般競争入札に付する事項 (1) 委託業務名 佐賀県佐賀警察署放置駐車確認事務委託事業 (2) 委託業務の特質等 入札説明書による。 (3) 委託業務場所 佐賀県佐賀警察署の管轄区域 (4) 委託業務期間 契約の日から平成19年3月31日まで (5) 平成18年度予算見込み額 9,108,000円</p> <p>2 入札参加者の資格に関する事項 (1) 佐賀県公安委員会の登録を受けた法人とします。 (2) 次に掲げる要件のすべてを満たした者であることを要します。</p>	<p>(2) 入札説明書及び附属書類の交付方法及び交付期間 入札説明会で交付する。</p> <p>(3) 入札説明会の日時及び場所 ア 日時 平成18年2月10日(金) 午後2時 イ 場所 佐賀県警察本部別館1階小会議室 (4) 競争入札参加資格の確認 ア 入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、イの提出期限までに別に定める競争入札参加資格確認申請書に入札説明書に規定する書類等を添付した上で、3の(1)まで郵送又は持参し、競争入札参加資格の確認を受けることを要します。 イ 提出期日 平成18年3月3日(金) 午後5時</p>

(郵送の場合についても、平成18年3月3日(金)午後5時までに必着のこと。)

期限までに提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められる者は、入札に参加することができません。

ウ 競争入札参加資格の確認結果は、平成18年3月17日(金)までに通知します。

(5) 入札者の資格の喪失

入札者は、入札日時までに、次の場合に該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとします。

ア 入札者について、仮差押、仮処分、競売、破産手続開始、会社整理開始、会社更正手続開始、特別精算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。

ウ その他本件委託業務に着手し、又は本件委託業務を遂行することが困難になるとみられる事由が発生したとき。

(6) 入札の日時及び場所

ア 日時 平成18年4月3日(月)午後1時

イ 場所 佐賀県佐賀市松原一丁目1番16号
佐賀県警察本部別館1階小会議室

(7) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年4月3日(月)午後2時

イ 場所 佐賀県佐賀市松原一丁目1番16号
佐賀県警察本部別館1階小会議室

(8) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行います。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に關係

のない県職員を立ち会わせて行います。

(9) 入札保証金

佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号。以下「規則」という。)第103条第2項第1号又は第2号に該当するときは免除します。

(10) 契約保証金

規則第115条第3項第1号又は第3号に該当するときは免除します。

(11) 契約条項を示す場所

3の(1)に同じ。

(12) 入札の方法に関する事項

落札者の決定は総合評価一般競争入札方式をもって行うので、「総合評価のための予定計画書等の書類」を入札書とともに提出してください。必要書類の種類及び部数については入札説明書によります。

入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札をする場合は、入札前に委任状を提出してください。

また、入札書に記載する金額は、1日当たりの額とし、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100を乗じて得た金額を入札書に記載してください。

(13) 落札者の決定方法

ア 前提要件

規則第105条の規定により作成された予定価格に105分の100を乗じて得た額以下の価格を入札した者であって、予定計画書の内容が仕様書の要求要件をすべて満たしているものでなければなりません。

イ 提出書類の評価方法

総合評価のための予定計画書等書類内容が、仕様書の要求要件をすべて満たしているか否かを判断し、これを満たしているものには、別記「確認事務の委託に係る総合評価落札基準」に示す各項目の評価に応じて100点の範囲内で得点を与えます。

具体的な提出書類は入札説明会において説明します。

ウ 落札者の決定

- (ア) アの要件を満たし、かつ、イで得た得点が最も高い者を落札者としてします。
- (イ) 得点の最も高い者が2人以上あるときは、入札額が低い者、また、入札額が同額であるときは、当該入札者又はその代理人にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合においてくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札に関係のない職員にくじを引かせるものとします。
- (14) 審査結果の通知
落札者に対しては、その旨を書面により通知します。
- (15) 入札の無効
本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者の入札並びに規則第110条各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。
- (16) 入札の撤回
入札者は、その提出した入札書の書き換え、引き替え又は撤回をすることはできません。
- 4 その他
- ア 提出された総合評価を行うための予定計画書等の書類は、審査以外の目的には使用しません。また、予定計画書等の書類は本審査委員会が必要な範囲内において、複製を作成します。
- イ 提出書類は返却しません。
- ウ この公告に関する入札は、当該委託業務に係る平成18年度予算が成立しない場合は中止します。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年二月三日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社 古川総合印刷

別記			確認事務の委託に係る総合評価落札基準				
評価項目			評価内容	提出書類	配点		
大分類	中分類	小分類			小	中	大
コスト	入札価格		1 低入札価格調整基準価格を設定して、同価格以下での入札を行った者の価格評価点を一律最高点とする。 2 予定価格以内で低入札価格調整基準価格を超え入札した者については、低入札価格調整基準価格を当該入札価格で除し補正率を割出して、価格評価点の最高点を掛け算出する。	入札書	50		
公平性	利害関係、中立性及び公共性		本来業務の利害関係及び公共性に応じて基礎点数から減点又は加点	事業内容等を説明する資料 ①定款 ②寄付行為等	5		
適正性	責任性	遂行体制	予定統括責任者の業務経験及び確認事務に係る予定遂行体制に応じて加点	①統括責任者の業務経歴書 ②予定遂行体制表(予定遂行体制表及び招集系統表)	5	14	31
		業務管理体制	自主監査(検査)体制の整備状況等に応じて加点	①既存の自主監査(検査)規定 ②確認事務に係る予定自主監査(検査)計画書 ③ISO9001(2000)等認証取得証明書コピー	5		
		教育・研修体制	統括責任者及び駐車監視員の研修計画等に応じて加点	①既存の教育・研修規定 ②確認事務に係る予定研修計画書	4		
	信頼性	社会貢献	事業者及び社員の社会貢献並びに事業者及び社員の地域貢献活動の実績及び計画に応じて加点	①社会貢献及び地域貢献活動の実績書 ②社会貢献及び地域貢献活動の計画書	4	4	
	リスク耐性	情報管理	機密情報及び個人情報漏えい防止策等に応じて加点	①既存の機密又は個人情報管理に関する規定 ②確認事務に係る機密及び個人情報管理予定研修計画書 ③プライバシーマーク、ISMS等に相当する認証取得証明書のコピー	7	13	
トラブル対応・苦情処理		既存及び予定トラブル対応策等に応じて加点	①既存のトラブル対応・苦情処理マニュアル ②確認事務に係る予定トラブル対応・苦情処理マニュアル ③最近1ヶ年のトラブル対応・苦情処理研修実施報告書	6			
確実性(安定性)	確実性(安定性)	財務基盤	財務面の状況に応じて加点	①決算書(過去3ヶ年) ②所得証明書(〃) ③納税証明書(〃) ④消費税証明書(〃) ⑤確定申告書別表1、4及び5(直近年度1年間)	9	14	
		組織基盤	稼働可能な駐車監視員資格者数に応じて加点	雇用関係を証明する書類及び駐車監視員資格者証のコピー	5		